

令和3年度第2回川崎市子ども・子育て会議 計画推進部会 議事録

■ 開催日時

令和3年7月28日（水）18時00分～21時30分

■ 開催場所

中原区役所 503会議室

■ 出席者

（1）委員

村井部会長、柴田委員、丹野委員、坪井委員、吉田委員

（2）事務局（こども未来局企画課）

川戸課長、浅水課長補佐、北村担当係長、原田職員、筒井職員

（3）所管課

（児童家庭支援・虐待対策室）平山担当係長

（子育て推進部保育対策課）島崎課長

（子育て支援部こども保健福祉課）南端課長、川本係長

■ 配布資料

資料1：子ども・若者調査報告書

資料2：就学前児童数の将来人口推計の見直しについて

資料3：川崎市社会的養育推進計画令和2年度点検・評価結果報告書（案）

資料4：川崎市子ども・若者の未来応援プラン 令和2年度点検・評価結果報告書（案）

参考1：川崎市子ども・若者の未来応援プラン 令和元年度点検・評価結果報告書

参考2：川崎市子ども・子育て会議計画推進部会委員名簿

参考3：第2回川崎市子ども・子育て会議計画推進部会行政出席者名簿

参考4：川崎市子ども・子育て会議条例

■ 傍聴者

0人

1 開会

- ・事務局あいさつ（川戸課長）
- ・次第、資料、定足数（部会の成立）確認

※摘録につき「である」調で記載しています。以下、ポイントを抜粋して記載。

2 議事1 川崎市子ども・若者調査の報告について

○事務局 資料1をもとに概要説明。

【質疑応答】

- 吉田委員 参考までにお聞きしたいんですけれども、ひとり親核家族ですけれども、父子家庭の割合はどれぐらいでしょうか。
- 事務局 父子ですか。今回の調査で親の性別を聞いていないので、子どもはたしか聞いていたんですけれども。父親か母親、回答者の属性を聞いているので、クロスを掛ければ出るかもしれないですが、一般的に、例えば就学児は、ひとり親自体が、かなり母数上、結構少なく、見ていただくとあれなんですけれども、就学・学齢期は、ひとり親核家族と、ひとり親親族同居に分けて、世帯構成別のいろんな結果を出させていただいたんですけれども、未就学児がひとり親の核家族と親族同居に分けると、母数が50以下を切ってしまう状態だったので、ひとり親だけで見たのでクロスさせていただいたので、もしかするとアンケートの回答者が母親か父親かといったら、たしか母親のほうが多かった気がするので、この調査結果で父子家庭がどれぐらいかは、すみません、逆に川崎市の父子家庭の世帯が幾らかというお答えをさせていただいたほうがいいのかもできません。今お答えできずに大変申し訳ございません。後ほどまたメール等で御回答させていただければと思います。
- 吉田委員 支援しているところは母子家庭が目立って対応を受けるんですが、父子家庭がなかなか漏れてしまうところがあると思うので、そこをどうするかというのが…。
- 事務局 確かに父子家庭よりかは母子家庭のほうがというふうに、一般的にはなっていますよね。
- 吉田委員 父子家庭のほうが経済的な状況はいいんだろうとは想像するんですけれどもね。
- 丹野委員 この72ページ、213ページの「子育てに関する相談先」というところの中で、この質問項目の中に、川崎市に来てからの在住歴みたいなものが分かるところはあるんですかね。
- 事務局 在住歴は聞いています。何年単位、10年から5年とかって。
- 丹野委員 では、多分、察するに、小さい子のときのほうが市役所とかなんとかに行くというのは、在住歴が浅いから聞く相手もいなくて公的機関に聞いて、在住歴が積み上がって、子どもを育てる過程の中で、いろんな関係ができるじゃないですか。そうすると、小学校に上がるときまでには十分に周りの、いわばコミュニティーみたいな関係ができちゃうから、小学校に上がるときになると市役所には頼る必要がないというような、何かそんな関係が生まれてきて、むしろ、だから、逆に言うと、小学校では、小学生になっ

たにもかかわらず市役所に来なきゃいけない人というのは、どんな人なのかということを見ると、在住歴があって、そこで在住歴が浅い人が多いということになれば、比較的分かりやすいと思うんですけども、そういうところの関係を出していくと、この解釈がしやすくなるんじゃないかなというふうに思いますけれども。

○事務局 在住歴で、たしかクロスをかけてはいなかったもので、一回ちょっとそれでやらせてもらいたいなと思います。

●丹野委員 ぜひよろしくをお願いします。

●部会長 では、次に進みたいところですが、私からも1つだけ。学習機会の保障が、やはりすごく、今の話だと、どうしても必要なところではあったんですが、実は、学習機会の保障を家庭外でつくっても、そこに行けない、いわゆる家庭内で役割があって、なかなか行かせてもらえないという事実があるということを確認する方法が、もしかしたら何かないだろうか。いわゆる学力が低いというのは、当然、学習の時間が取れないということですけども、時間をそもそも取れないのには、別の役割が課せられていて、なかなかそこに時間を取れない。では、一体どういう日常生活の中で、何に時間をどれだけ取られているのかという子どもの実態を考えると、実は、放課後での学習機会をつくったとしても、そもそもそこに来れない。家から出させてもらえない、そこに通わせてもらえないという、ほかの家の・・・ですね。御飯を作らなきゃいけないとか、弟、妹の面倒を見なきゃいけない。本当にこれが始まる前に、本当に私がやっている学習支援のところでは、そういう理由で来られない子がたくさんいるんですね。だから、そういうところを考えると、単純にサービスをつくることを何とかすくい上げられるという問題ではないということもありそうだと思います。

○事務局 先ほどの質問の父子家庭のデータがありましたので、実際には27年度の国勢調査の結果になりますので、直近の国勢調査の結果の詳しいのと、また、多分、クニジョウも秋頃になるかと思いますが、川崎市のひとり親の家庭数ですけども、27年度の国勢調査ですと、川崎市は母子家庭が7323世帯に対して、父子家庭は1305世帯になりますので、8628のうちの、ほぼ母子家庭ではあるという状態にはなります。児童扶養手当の受給状況ですけども、これもついでに御説明させていただきますと、これは令和2年3月末の、元年度末のデータになりますが、川崎市で、いわゆる児童扶養手当を受給している母子世帯は5817世帯で、父子になると一気に減るんですが、230世帯。8割以上、児扶を受けているうちのほとんどが母子という形になりますね。

- 柴田委員 でも、母子世帯というのは非常に孤立しがちという。母子家庭より状況がひどいのではないかと思います。それから、あとは祖父母が含まれていて、祖父母が養育しているという形で、それでまた、ひどい貧困になります。

議事2（仮称）第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン就学前児童数の将来人口推計の見直しについて

- 事務局 資料2に基づいて概要説明。

【質疑応答】

- 部会長 これは、もう毎回課題ですけれども、難しいですよ。しょうがないですね。だから、頻度を早く見直すしか方法がないのかもしれないという中で、違う格好になったという。精度を上げるんじゃなくて頻度を上げるという。
- 事務局 コロナのところはどう影響してくるのかというのが、一時的なものなのか、それともというのが、ちょっとなかなか読めない状況があるので、少しコロナの状況が、妊娠の届出とかで加味しているところがあるので、ここはまたちょっと様子を見ながら、また次の改定のときに、きちんとした傾向が出てくると思いますので、そこでちょっと反映させていこうかなというふうに考えております。

議事3 川崎市社会的養育推進計画令和2年度点検・評価について

- 所管課（子育て推進部保育対策課）資料3に基づいて概要説明。

【質疑応答】

- 部会長 それでは、大きくそれぞれ項目立てがなされておりますので、それぞれの項目立てで、我々が子ども・子育て会議からの意見・評価というところについての妥当性を、皆様方に御意見いただければと思います。まずは4ページになりますかね。4ページのところの子ども・子育て会議からの意見・評価。総合的評価を受けた上でのということになるかと思えます。また、いつものことですが、その結果を受けた上で改善という案も出されておりますので、こちらに意見をいただければと思います。では、まず4ページの「専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実」というところ。これについての意見・評価というところの確認をお願いいたします。いかがでしょうか。ちょっと最初に確認したいんですけれども、これは、一番に、総合的評価を受けた上で、やはりどうしても総合的評価を受けた意見というのが、まずは基本的に出しやすいというふうに思うんですが、ただ、それだけではな

い、全般を踏まえた上での、それ以外に何か意見が出るみたいな形だとすると、この総合的評価と子ども・子育て会議からの意見・評価は、何か振り番みたいなものを一致させたほうが分かりやすいとかというような概念というのは、どうでしたっけ。前にそんなことを議論したような気もするんですけども。

つまり、下の子ども・子育て会議からの意見・評価は全般的な意見のように見えるんですけども、よく見ると、やっぱり結局1番に対する意見だったり、2番に対する意見だったりというところがあるので、1を受けてとか、2を受けてとか、そして、その1と2とは関係なく、全般的な意見、その他の意見みたいな形で構造化されていると、何か総合的な評価と、ここに納められた意見と、ただ、最後にそんな改善も、また総合的意見を受けて引っ張られるので、結果的に総合的評価が基本となるというんですかね。全ての評価の軸になってしまうので、それがタコウ・・・の担当じゃないのかというのは、ちょっと気になるところがあるんですが、ただ、PDCAを回すとすると、評価に対して意見があって、さらに改善をするという形だと、輪番があったほうがいいのか、ないほうがいいのか。その考え方だけ整理をしておいたほうが…。何か考えた記憶がありますよね。どうしても総合的評価を軸にしての、我々は意見が出る。でも、それだけにとらわれちゃうと視野が狭くなっちゃうので、その他という形であってもいいんですけども、1番と2番は、やっぱりどうしても軸になっているとすれば、番号の連動性をつくったほうがいいのかと。ちょっとこれは今後の課題ですが、確認をさせていただきたい。今すぐ結論は要らないですが、すみません、一応、評価の構造というのを確立するにおいて、どっちがいいかなという。

○所管課 確かに、今、先生がおっしゃったように、総合的な評価というのは、こちらのほうがしているものなんですけれども、これだけにとらわれてしまうと、もしかしたら私たちの評価のところでも漏れている部分ですとか、いや、もっとこんな視点があるんじゃないのということもあるかと思imasので、軸にしなから、もし、それ以外の視点であれば、うまくそこに関連づけて溶け込ませながら、体系としては確かに1番に対して、例えば……。

●部会長 こういう意見がありました、2番に対してはこういう意見がありましたと。

○所管課 というふうにうまく統合できると、分かりやすさはあると思imasね。

●部会長 だから、やり方としては、5つあったら、5つに対してそれぞれ意見がありました、でも、それ以外の全般として、子ども・子育て会議からはさらにこんな意見がありましたという。最後は番号

にとらわれず総合的意見で、でも、その間については、何か番号の整合性を取ったほうが、もしかしたらいいかなという気がするのですが、事務局で御検討いただければありがたいと思うんですが、でも、とりあえず今日は中身のほうで皆さんから御意見いただきたいと思いますので、形としては、どっちがいいかは検討していただければと思います。

○所管課 分かりました。

●丹野委員 基本は別に、私、異存を唱えるつもりはないですけれども、ただ、この取組の評価の内容が、どうしてもケース、数というか、何%であったりとか、何件ありましたという話を中心になってしまっているんですけれども、母子生活支援であったり、そういう問題というのは、多分イージーなケースよりもハードなケースのほうが重要な問題があったりするるので、例えば数としての問題だけじゃなくて、こういうハードなケースにもきちんと対応しましたとか、何かそういうものも入ってきたほうが、より、単に数字だけにとらわれない、実質的に行政がどこまでできるようになったのかということが分かるような何かがあったほうが、何か説得力も増すんじゃないのかなというのは、ちょっと思っております。

●部会長 ちょっと御検討いただければと思いますが、「専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実」ですから、多分、連携力とか、これまでにない新しいサポートというのが記されたのが、そんなところを強調していただけると、川崎としては、より支援困難家庭への支援力が高まったとか、問題解決力が上がったとか、そんなところが強調されるのではないですか。

●丹野委員 そんなことじゃなくて、多分、行政的にも残したかなと思うんですよね。

●部会長 そうですね。はい。そんなようなところはピックアップして、より強調していただけるといいかなということ、いただきました。ありがとうございます。大変重要な視点だと思います。

これも、全般を通してなんですけれども、この手の計画の質、数字で行けるところは、ちゃんと目標値を立てましょと、やってくださっているんですね。そうすると、これは目標値に達せなかった、目標値を上回ったというのが1つの尺度だと思うんですが、一方で、これに該当しない、いわゆる質的な目標的なものについては、具体的な達成、評価方法そのものの計画書のあれを言語化するというのが、ひとつ大事なことになるのかなという。つまり、これはどうやって今後、4年間、3年後に評価するのかみたいなのところの、計画の策定段階で検討されていないと、努力目標に完全になっちゃうので、それと同時に、もし記述が難しかった

ら、達成されたときの状態というのはこんな状態になるというイメージですね。それを言語化しておく、大分評価においては当初の達成した状態に近づいたモデルになっていますとか、それから、計画書にある評価方法で測定したところ、こんなような結果になりましたというのが出せると思いますので、これは子ども・若者の未来応援プランの、次の新しいところにも言えるものですが、何とかの充実というのと、何とかの推進という言葉が少しでも減らすためには、推進した結果、どういう状態になるのかとか、充実というのは何をもって充実したとするのかみたいなどころの言葉が、少し計画書の中に盛り込まれると、ここで初めて、どうやって評価しようかみたい、すごく悩みますよね。だから、数字はもう、このままで全然問題ないですが、質的なところは、なるべく計画書の中で、今後はこれからはもっと丁寧に表記できればいいかなと思います。

- 坪井委員 4ページのところで、子ども・子育て会議からの意見・評価のところの2番目の。文章として「処遇の向上」って何だろうかと、ちょっと思ってしまって。言葉として「処遇の向上」って、おかしいですね。
- 部会長 支援の向上とかね。
- 坪井委員 はい。それから、「ひっ迫する」というのがどこから続いてくるかが、ちょっとうまく見つけられないかな。
- 部会長 逼迫するとするならば、当初の目標値を上回る何らかの待機状態とか、コーディネートがあったから逼迫しているんだという評価に、どこかで数値的なものとか何かで示される状態ということですね。
- 所管課 「ひっ迫する」という言葉の表現が、もしかしたら適切でなかったのかもしれないですけども、ただ、今、3ページの2のところが一時的保護所の項目になるんですけども、今、先生方も御存じのとおり、児童相談、児童虐待の通告が非常に増えている中で、一時保護する子どももかなり増えている中では、今、もう一時保護所が定員を常に超過しているような、そういった状況ですので、やはり一時保護所は、あくまで一時的なところであって、できるだけ一時保護所から施設なり、本当に家庭に復帰できれば一番いいかと思うんですけども、より地域や家庭に近いところでの子どもの生活を確保するということでは、施設や里親さんへの委託というところを進めていかなければいけないという問題があるということで、「ひっ迫する」という書き方は、もしかしたらあまりよろしくなかったのかなと。
- 坪井委員 であれば、定員を超過しているとか、数的にも無理をしながら入所していただいているとか、何かそういったことの根拠がないん

ですね。

- 部会長 そうですね。1のところの総合的な評価の1の中に、そのような言語が入っている、言葉が入っていれば、ますます逼迫している事実を受けてという形になる。
- 坪井委員 確かに2ページ、3ページにもなくて、どちらかというところ、運営体制のほうの質についての研究なのかなというふうにとれるところはあるんですけども。
- 所管課 こちらのほうは表現を置き換えてわかりやすく。
- 坪井委員 つながりが分かりやすく。
- 部会長 事実、逼迫されているという事実だったら、エビデンスを上を増やしていただきたいのと、それから、逼迫という表現ではないとするならば、適切な要望を使っていただいて、定員を超過している状態が常態化している中でとかと、それを上手く。逼迫ですよ。もうそれって。でも、その辺の、逼迫というので感情的に感じるものと、事実としての、もう少し冷静な表現みたいなものにするのかということ、事務局のほうでやっていただければとは思いますが。あと、処遇の向上という言葉についても、何の部分で処遇の向上なのか、もしくは支援の向上なのか。いわゆる環境改善を図ることによって何かが向上するわけですよ。一時保護の質が悪いという意味ですか。
- 所管課 いや、悪いということではないんですけども、ハード面としては、やはりそれだけ子どもが定員超過しているということでは、こちらにも書かせていただいているとおおり、あまり子どもがスペースの確保というところでは、1人1人が…。何ていうんでしょうね。
- 部会長 本来受けられるゆとりということか。
- 所管課 本来だったら、そうですね。そういったものが、まだない。
- 所管課 ゆとりといったものがスペース上でもないというような状況があって、そこはしっかりと改善させていくというところでは…。
- 部会長 それが環境という言葉で表現されているんですね。
- 所管課 そうですね。はい。なかなかもう、ぎゅうぎゅうの状態、常に入れ替わりも激しいし、今、ユニット制ではないので、どうしても何人かのお子さんが1つのお部屋にいるということでは、組み合わせなんかも、今、非常に一時保護所が、虐待の子もいれば非行の子もいたりという、いろんな背景を抱えたお子さんがいて、どういうお子さんを一緒に生活させるかということでも、非常に苦慮はしているというところでは、なかなか定員超過状態というところでは相当がやりにくいというところもある。
- 部会長 環境改善を図り、処遇の向上につなげるって、二重の改善が入っているんで、ある程度抜いちゃってもいいんじゃないですか。処

遇の向上につなげるという言葉は抜いちゃって、環境改善を図り、入所児童の権利擁護のための丁寧な説明でいけちゃうような気はしますね。よろしいでしょうか。

- 吉田委員 児童養護施設を運営している団体があるわけですが、児童養護施設をつくる時に、いい児童養護施設というのは職員の辞める率が少ないんですね。別に、職員の処遇が悪くて、そうすると、そこにいる子どもたちの処遇も悪くなってしまいうということがありますので、質の向上からすると、例えば保育園の質の向上なんかも関係してくるにつながるんですが、職員の仕事のしやすさということを支援していかないと、そうしないと子どもたちの生活の場の質が向上しないということになりますので、その点を、難しいでしょうけれども、市として、監督ではないんですけども、支援していくという、何かそういう方法はないんでしょうか。

- 所管課 私たちも、そこは非常に先生がおっしゃるとおり、まず、どうしても職員の離職というのは一定あるというところと、各法人、人材の確保というところも非常に苦慮してはいると。その中で、こちらとしては、1つは財政的な面での支援というところで、市独自の加算などもできるだけつけるようにして、こちらの職員の、まず確保というところでは、投資できるようにというところでは努力はしているところです。あとは、質的なところと先生がおっしゃっているような、質的なところも、こちらも、もちろん法人さんのほうで努力はしていただいているんですけども、もし何か、こちらで一緒にできることですか、何かバックアップできること、あと、例えば児童相談所等の職員や、特に一時保護所の職員などは、施設の職員さんとも同じような環境の中で仕事をしているというところでは、共通しているところもあるかと思えますので、例えば一緒に研修をやっていくとか、そういうことは今もやってはいるんですけども、少しそういったところを、もっともっと強化していくことはできるかというふうには思っています。ただ、まだまだお互いの努力は必要だろうなというふうに思いますが。9ページの考え方のⅡの、事業の9のところは施設の人材育成とかというところがございますので、こちらのところで先生の御意見を反映できたらと。

- 部会長 はい。では、ちょっとこちらにそろそろ移らせていただいて、引き続きよろしいでしょうか。そうしますと、9ページから10ページにかけての、今度は2つ目のところです。代替養育を必要とする児童への支援の充実という、代替養育の話でございますが、9ページから10ページまでという感じですね。10ページのところが我々の意見というようになります。御確認いただきまして、何か

御意見等いただければと思います。いかがでしょうか。これは、ちょっと項目が多いんですけども。

●柴田委員 しばらく出席率が悪かったもので、コロナで来られなかったことがあるんですけども、フォスタリングに関してという形で、これは、ここで、会議でかなりお話しになられたんでしょうか。

○部会長 フォスタリング機関について説明はありましたっけ。4月のとき、ありましたっけね。

○所管課 フォスタリング機関ですけども、里親の制度を推進していく中心の機関でございまして、川崎市では民間の事業者に委託をしております。何をするかというと、里親さんの確保に関する、まず制度の周知ですとか、あとは手挙げをしていただいた、申請をしていただいた里親さんを、確実に里親さんに登録していただくためにアセスメントをしたり、あとは、養成のための研修、そういったものをしたりですとか、実際に、あと、里親の登録をしていただいた後に関しても、お子さんを今度、委託するまでの間の支援ですとか、委託後の支援ですとか、あるいは、無事にお子さんが、例えば社会に卒業されたりですとか、アフターケアについても、そのフォスタリング機関が行うということで、最初から最後まで一貫して支援を行うということで、包括的な里親制度の支援を行う機関として川崎市に設置させていただいているものになります。

●柴田委員 それは分かるんですけども、具体的にどういう方たちがやっているのかとか、川崎市がある機関を選択するときには、どういう視点でなされたのかとか、それは分かりませんか。

○所管課 川崎に今、設置されている2つの機関がございまして、1つが、養育里親を専門に、いわゆるフォスタリング機関として設置されているものがございます。こちらはNPO法人さん、具体的に言うとキーアセットさんというところが成り手になっておまして、大阪ですとか、千葉ですとか、埼玉ですとか、幾つか同じような里親の支援活動をしておりまして、特に養育里親のフォスタリングに関して実績のある団体でございます。川崎でも約7、8年ぐらい前からお付き合いをさせていただいております。平成30年からフォスタリング機関として委託をさせていただいております。

●柴田委員 幾つか機関があって、その中から信頼性とか何かで選ばれたという形なんですか。

○所管課 はい。

●柴田委員 地方自治体に、いろんなところに幾つもあるものなんですか。

●所管課 ない自治体もあるんですけども、我々のように民間に委託している自治体もあれば、もし民間に委託しないのであれば、児童相

談所が直営でフォスタリング機関をやるといようなルールになっております。

- 柴田委員 この大切な機関のところは、具体的にどういう専門性のある方がやったか。
- 所管課 今回は非常に重要な、2つの柱の中で言えば中核的に、1番、2番、3番は、そこがもう中心になっていますのでね。
- 柴田委員 専門性が、どういう専門性のある方がやるのか。
- 所管課 もう1つ。先ほどちょっと私が説明した、令和2年6月から、1つが縁組里親のフォスタリングで、活動の内容としては同じですけども、そちらの母体が川崎市で乳児院をやっている法人、乳児院ですとか保育所を運営している法人でして、やっぱり乳児院でも里親への委託というのは、乳児院ですと、特に縁組ですとか特別養子縁組という活動は非常に重要になってきますので、そうした実績を生かしながら、新たにフォスタリング機関を別に法人内で設置して、そちらに今、お願いをしているということです。
- 柴田委員 里親って本当に、実際に里親をなさった方のお話をいろいろ伺うと、すごくいろんな分野のことが関係してくるかと思うので、どういう専門家の方が、どういう方たちが関わっていらっしゃるのかなど。しかも、これから里親というのは、やっぱり今までの里親というよりも、かなり社会的に占める場所が違ってくると思うんですね。日本独特の里親という考え方というのは違う支援の形として出てくる。里親のイメージが変わってきた、変わるべきだと私は思っているんですが、その辺がちょっと気になって、このフォスタリングという機関の性格みたいなものを知りたかったものですから、それはまた次の機会に教えてください。
- 部会長 これは、センターさくらというところとキーアセットというところが、2つあれなわけですね。
- 所管課 はい。そうです。
- 部会長 インターネットで出ていますね。さくらさんは、法人が何法人なのかというのを明言していないですけども、これはNPOですか。
- 所管課 いえ。先ほど申し上げた社会福祉法人で、川崎市の多摩区に、さくら乳児院という乳児院がございまして、そちらが母体の法人。そちらを運営している法人です。そうですね。なので、もともと乳児院で、今も乳児院と契約ですけども、乳児院で中心となって支援をしていた職員の方がそちらに移って、今、里親の推進の支援をしているというような状況です。
- 吉田委員 地域小規模児童養護施設というのは、従来の養護施設とは違うんですか。

○所 管 課 そうですね。従来の施設は、いわゆる定員が40人、50人という定員ですけれども、小規模の施設につきましては、定員が最大6名で、いわゆる本当にアパート、一軒屋というんですかね。大きな一軒家に子どもが、今申し上げた定員最大6名までで、そこで、より地域の中で生活しながら養育していくというふうな施設になりますので、本体から分離というか、何ていうんでしょう。分園というんですかね。していく。

●部 会 長 最近、うちのソーシャルワーク実習で、その小規模のところと契約させていただいているんですけれども、本当に普通の家を、家の中で何人かの子どもたちが、それぞれ自分の部屋を持って暮らしているの、かなり家庭に溶け込んでいる状況で、びっくりしました。本当に。地域の人たちとも、すごい仲よくやっているということで、逆に、児童養護施設だという看板を出していたら、普通の家から通っているという感じが。友達も遊びに来られる仕組みになっていましたので。めちゃくちゃ、いきなり入れる。ただ、ただいまと玄関を入れて、すぐ横に台所があって、支援員さんのほうはお料理しているみたいな、お母さんみたいな感じの、すごくいい、本当に。庭で遊んだりもできる普通の家でした。ファミリーホームに近い。

○所 管 課 そうですよ。ファミリーホームには近いです。ただ、やはりファミリーホームとの違いは、職員さんが交代勤務というところはあるので、比較的人数が限られた中ですので、子どもたちとの関係も築きやすいですけれども。

●部 会 長 簡単にこういう関係ですね。はい。住んじゃっているみたいな。もちろん住んでいる感じでもんね。とても雰囲気の良い感じでした。ただ、子どもたちの中で関係が悪くなると、収束するのが結構大変で。というのは、相性の問題は常にある。あと、年齢が異年齢で、結構そこは随分違っていたんですよ。そういう意味では、年齢が小さい子を散歩させたりしていたので。面白いですね。兄弟もいっぱいいましたよ。もし問題がなければ、これで一旦よろしいでしょうか。

●坪井委員 9ページの11の児童への措置解除に向けた支援のところの、委託事業者というのは例えばどういうものがありますか。

○所 管 課 こちらにつきましては、委託事業者が、主に人材派遣会社のパソナという、株式会社パソナさんがあるんですけれども、パソナさんはいろいろな、いわゆる人材派遣だけではなくて、就労支援ですとか、そういったことにも強い事業所でございますので、今回、子どもの就労だとかの支援というところでは、就職先を見つけてきて、マッチングして、その後のアフターフォローという、やはり養護施設を卒業されたお子さんって、なかなかリタイアしてし

もう率も非常に高いということは言われていますので、そこがしっかりと支援できるようにということで、施設に入っているときから、もうつながっていく。ただ、それだけではなくて、就学されたお子さんも支援の対象にはなっているので、施設を出て一人暮らしして大学を通っているようなお子さんについても、自炊がうまくできないということであれば、そういった支援をしたりとか、あと、社会性、やはりどうしても施設に入っていると、いわゆる一般的な社会的な、本当に例えば銀行の口座を開設するとか、光熱費を払うという、当たり前のこともなかなか経験をしてこないお子さんが非常に多いですので、そういったところのお手伝い、生活支援のお手伝いなども、その事業所が丁寧に、お子さんの個別性に合わせて、今、してくださっているような状況です。

●坪井委員 なので、そういうところのつながりが、今、できているということなんですね。

○所管課 そうですね。

●坪井委員 それを市もバックアップされていると。

○所管課 はい。委託をして、そこも施設と、また児童相談所とということ連携しながら、先ほど申し上げたように、少しでも早くから支援につながるようというところで取組を進めています。

○部会長 ありがとうございます。ちゃんとそれは総合評価にも、我々の評価にも入ってございましたね。大変有用な取組であるということで受け止めていきたいし、評価させていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、Ⅲへ移らせていただきたいと思います。「本市の実情を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進」という大きな項目で、ページで言うと12から13ページにかけてになります。大きく2つの項目があると思いますね。ここでもフォスタリング機関が出てきます。

○――委員 評価、3の1、2の2のところなんですが、「事業の内容」のところ、2行目に「成育歴」と出てくるんですけども、この「成育」の「成」は、生まれるなのか何なのか、これは恐らく生まれるのほう正しい……。

○事務局 そうですね。申し訳ありません。誤字です。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

○部会長 ほかにはいかがでしょうか。

○委員 個人的な感想ですけれども、中長期的には、里親を確保するというのは、なかなか難しいことになっていくと思いますので、いかにして地域小規模児童養護施設、こちらのほうの拡大、増やしていくということを考えていったほうが、いろんな意味でつながっていくんじゃないのかなと、何か思いますけれどもね。

○事務局 専門性もある程度確保ということで、それで雰囲気がいいという特徴があるので、なかなか、実習先に行ったところは、ソーシャルワーク実習が結構埋められるだけの……。つまり、社会福祉が併設されていたんですね。

○部会長 なるほど。

○事務局 だから、なかなかどうして、いい感じでした。

○事務局 今、先生がおっしゃったように、どうしても里親さんは一般の家庭の方で、特に専門性が高くあるというわけではない。一応研修は受けていただいていますし、バックアップはしますけれども、あくまで一般の御家庭ですので、やはりそういった中で、児童相談所が今、関わっているお子さんって、お子さん自身に課題が多い方もいて、なかなか、発達の問題だとか、生まれ育った環境の問題、影響等によって、専門職が関わらなければならないお子さんも一定程度いるという中では、先生が今おっしゃってくださったように、施設の職員による専門的な支援と、里親さんとのという、両輪でやっていかなければ、なかなか難しいなというようなことは、私たちも考えたいと思います。

○部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

フォスタリング機関そのもののペーパーメットとか充実みたいところは、議論の対象にはしなくてもよろしいんですか。2つあるわけですね。そうすると、相互の技術交流とか、インターンシップみたいなものとか、そういったものは本当に要らないのだろうかみたいな、なかなか難しい活動だと思われるので、こういったところって普遍性、川崎市としての具現化をしていかなきゃいけない中で言えば、フォスタリング機関同士の連携というものは、かなり重要な要素になるのかなと、ちょっと感じましたので、ぜひ、もしかしたら御検討いただければというか。

○事務局 私たちもやはり、今までは1つの、最初に申し上げたキーアセットというところが最初、委託していて、今回新たに2つになったというところでは、その連携というのは課題であるということで捉えていましたので。

○部会長 ぜひ。

○事務局 ぜひそこはしっかりと進めていきたいと思います。

○部会長 何か、どんどんキー化しているので、このフォスタリング機関が。そうすると、ここのコーディネート力とかが全てコントロールしちゃうので、そうすると、やっぱり相互扶助みたいな機能、せっかく2つあるので、ただ相互扶助、増えていけば、ますますいろんな意味でいいので、協議会、協議体のようなものになっていけば。切磋琢磨してまた増えると、ありがたいなと思いました。

○——委員 10年前の……、何年前だったかな。研修、里親の研修制度というものを取ったことがあるんですが、非常に嫌な感じだったんですね。例えば研修内容、そんなものはある程度……。

○事務局 疑ってかかるような研修というやつですか？ 結構里親さんに厳しく……。

○——委員 厳しい……。

○事務局 厳しいですよ。はい。基本、本当に資格たるものやみたいな形の、若干性悪説みたいな感じの。

○——委員 そうなんですよ。

○事務局 はい。

○——委員 そんな感じられたことが……。

○事務局 結構厳しいなと思ったことがあります。

○——委員 そういうこと、フォスタリングに丸投げしてしまうと、これを、川崎らしい選択をするということは、すごく必要だと思うんですよ。それをどういう形で……。

私の友達が、子どもの居場所というものをちょっと立ち上げたら、あっという間に70人集まった。その子たちが求めているのは止まり木だと友達を感じたというんですね。家と学校と、またその合間に休むところが子どもたちがないかと。止まり木が欲しいということ。それを聞いたときに、これは何だろうか。

地域の中に、要するに施設とか、そういうものじゃなくて、もっと子どもがいられる場所というのかな。そういうのはどう……。

○部会長　　こことは、またちょっと違う部門ですね。きっと。

○——委員　　そうですね。里親とは違いますけれども、昔も、要するに日本の家屋の状態が・・・子どもたちが外で・・・ありましたよね。上がり込んで遊んじゃううちとかね。そういう温かさというのが本当に地域の中になくなったのかなと思います。

○部会長　　もうないですね。

○——委員　　70人も・・・というのが、ちょっとびっくりしたので。

○——　　昔はお寺で遊んでいましたけれどもね。

○事務局　　・・・でもそうですよね。お寺は。

○——委員　　特にお寺とかね。本当にそうですよね。

○——　　麻生は今でもやっていますね。麻生区ではね。

○——委員　　ちょっと余談です。ごめんなさい。

○部会長　　ありがとうございます。

　　ちょっと時間がかかってしまいましたが、フォスタリング機関が重要な、どうやら2つの評価のところで、かなり出てきますので、その機関の充実を我々としては非常に期待したいところということで、お伝えさせていただきました。

　　あと、お話しいただいたように、各施設とか、いろんなところの人材育成とか、それから、やはり離職率を減らすとか、そういったところも全般としては重要だということが確認されました。

　　以上ですね。

　　では、一旦これで終了させていただきたいと思います。ありがとうございます。

　　では、4に行きましょう。川崎市子ども・若者の未来応援プラン令和2年度点検・評価についてということで、大物が待っております。

　　それでは、こちらも、まずは事務局のほうから御説明でよろしいでしょうか。

■ 閉会

　　・事務局あいさつ（川戸課長）

以上